

合併までの手順

平成14年
8月1日



法定協議会設置議決（各町村議会）
新市のビジョン策定



合併に関する協議
新市建設計画策定



知事の決定（県議会議決）

平成17年
3月末まで



法定協議会とは

法定協議会とは、「地方自治法」及び「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、議会の議決を経て設置される協議会で、市町村長、議員及び学識経験者で構成されます。合併市の建設に関する計画の作成や各種の事項について、合併の是非も含め、いろいろな協議を行います。

なお、任意協議会は法定協議会の準備を行うため設置されるのが通常ですが、本阿蘇中部3町村の合併推進協議会（任意協議会）は、合併の協議や新市の建設計画を策定することを目的として設置されました。

新市建設計画とは

合併市の建設の基本方針及び合併した市並びに県が実施する新市建設の根幹となるべき事業、公共施設の統合整備計画及び財政計画について定めます。

合併協定書調印とは

協議した結果を確認するために、関係町村で協定書を取り交わします。

合併議決とは

知事への廃置分合(合併)の申請にあたっては、町村議会の議決が必要です。

この「新市将来ビジョン（構想素案）」は一の宮町、阿蘇町、波野村で構成する阿蘇中部3町村合併推進協議会が作成したものです。

ここには合併に関する基本的な考え方や新市のまちづくりにあたっての方向性を「案」として提案しています。今後は、この「将来ビジョン（構想素案）」を「たたき台」として、「新市建設計画」を作成することになります。作成にあたっては、住民の皆様の意見を反映させながら作成していきたいと考えています。

阿蘇中部3町村合併推進協議会

〒869-2612 熊本県阿蘇郡一の宮町宮地1957-4（NTT西日本一の宮ビル2F）
TEL：0967-35-4011 FAX：0967-35-4013